平成２１年（フ）第３１０号
北海道苫小牧市有珠の沢町１丁目13番10号
債務者　菅原　久吉
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１６６７号
宮城県名取市下増田字六角339番地　５街区１画地パークプレッソ雅Ⅱ201号
債務者　山形　徳仁
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６７５号
仙台市青葉区国見１丁目11番12号
債務者　谷　　一樹
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６７６号
仙台市青葉区国見１丁目11番12号
債務者　谷　真由子（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７０２号
宮城県宮城郡七ヶ浜町汐見台３丁目２番地の122
債務者　朴　　志銀
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７０５号
仙台市青葉区荒巻中央９番31号　荒巻中央ハイツＡ棟305
債務者　中村　玲子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３５９号
福島市宮代字乳児池71番地　県住３号棟106号室
債務者　堀越　佳子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３６５号
福島市南矢野目字向原東１番地の３　向原荘202、前住所福島市丸子字富塚35番地の２　ＩＳコーポ２号室
債務者　佐藤　恒明
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３６６号
福島市南矢野目字向原東１番地の３　向原荘202、前住所福島市丸子字富塚35番地の２　ＩＳコーポ２号室
債務者　佐藤満希子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３７８号
福島市南沢又字北川原10番地の３
債務者　菅野　和也
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第６４６号
茨城県笠間市中央３丁目９番36号　伸光住宅13号
債務者　伊藤　朋史
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６４７号
茨城県笠間市中央３丁目９番36号　伸光住宅13号
債務者　伊藤　幸江
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６５７号
茨城県ひたちなか市西大島２丁目３番24号
債務者　押田　員信
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６６３号
茨城県笠間市笠間1292番地
債務者　磯山　千寿
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６７７号
水戸市河和田３丁目2536番地市営河和田住宅804棟４Ｈ３号
債務者　上野　幸男
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６８１号
茨城県笠間市吉岡258番地１、旧住所茨城県小美玉市羽刈289番地59
債務者　海東　春男
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６８２号
茨城県笠間市吉岡258番地１、旧住所茨城県小美玉市羽刈289番地59
債務者　海東　妙子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
水戸地方裁判所

第明治三二十種郵便物認可